

役員及び評議員の報酬

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人宏量福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬（以下「報酬」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (3)評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4)報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事、全監事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

- 2 この法人の理事の報酬は、別記1「役員の報酬」に定めるとおりとする。
- 3 評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員の報酬等は、理事会開催時に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員の決議によって行う。

(補 足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月24日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別記1 理事の報酬

理事長：理事会出席1回につき源泉控除後の支給額 5,000円

業務執行理事：理事会出席1回につき源泉控除後の支給額 5,000円

理事：理事会出席1回につき源泉控除後の支給額 5,000円

監事：理事会・監事会出席1回につき源泉控除後の支給額 5,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席1回につき源泉控除後の支給額 5,000円